

## 《北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会 規約》

平成25年(2013年)4月14日改訂

### 第1条(名称)

この会は「北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会」(略称:北海道IBD)と称します。

### 第2条(事務局)

この会の事務局は札幌市豊平区平岸3条5丁目7-20 リンゴ公園ハウス308(IBD会館)におきます。

### 第3条(目的)

会員相互の励ましと協力を基に、この病気に苦しむ仲間の生活する権利と明るい療養・社会生活を目指し、潰瘍性大腸炎・クローン病の原因究明・予防法・治療法の確立を願い、医療と福祉の充実向上、就学、就労支援を働きかけます。

### 第4条(活動)

前項の目的を達成するために次の活動を行います。

- ① 潰瘍性大腸炎・クローン病の患者及び家族を中心に相互の交流を行い、この病気の学習と親睦を深め、療養生活の向上を進めます。
- ② この病気に苦しむ患者と家族のために医療と社会保障や就労・就職環境の充実のため、他の患者・家族団体と連帯して活動します。
- ③ 潰瘍性大腸炎・クローン病に対する社会の認識を深める活動をします。
- ④ その他、目的達成のために必要な活動をします。

### 第5条(会員)

この会の会員は次のものとします。

- ① 正会員:潰瘍性大腸炎とクローン病の患者および家族。
- ② 准会員:正会員以外でこの会の趣旨に賛同し共に活動に参加する個人。
- ③ 子会員:正会員ないし准会員の家族で、機関誌定期購読を希望する個人。
- ④ 賛助会員:正会員以外でこの会の趣旨に賛同し共に活動する法人・団体・賛助を希望する個人。

なお、入会は文書による申し込みとします。退会は文書による申し出及び会費2年以上の未納者とする。ただし未納者は退会時に未納分を清算する。

### 第6条(機関)

この会の運営のため次の機関をおきます。

- ① 総会
- ② 運営委員会

## 第7条(役員)

この会の役員は次のとおりとします。

会長(1名)この会を代表します

副会長(若干名)会長を補佐し、必要なときは任務を代行します。

事務局長(1名)日常の会活動の諸連絡、会計や資料・財産の保管などを行います。

事務局次長(若干名)事務局長を補佐し、必要なときに任務を代行します。

運営委員(若干名)会の活動および業務について、随時種々の仕事を分担します。

監査(2名)会計及び会の運営を監査します。

難病連理事(1名)会を代表して難病連の会合に参加します。他の役員と兼任します。

顧問(必要に応じて若干名)会長・事務局長の補佐として対外活動等の業務を行います。

## 第8条(役員選出と任期)

役員は総会で選出します。任期は2年として再任は妨げられません。

## 第9条(総会)

総会はこの会の最高議決機関であり、全会員で構成し毎年1回開きます。

## 第10条(総会の任務)

- ① 経過報告、会計(決算)報告の承認
- ② 活動方針、予算の決定
- ③ 役員を選出
- ④ その他、重要事項の審議決定

## 第11条(議決)

総会の議決は出席の正会員・准会員の合意で成立します。また、委任状の提出があれば出席会員とします。

## 第12条(運営委員会)

役員によって構成し、総会の決定に基づき会を運営します。

## 第13条(資金および会計年度)

この会の運営資金は会費、助成金および寄付金、事業に伴う収入で賄います。会計年度は4月1日より翌年3月31日とします。

## 第14条(会費)

正会員・准会員

入会金は1,000円、会費は一家族年間(当年度)3,600円とします。

## 子会員

入会金は無料、会費は一子会員につき年間(当年度)1,200円とします。

なお、会費には、機関誌代(一部)を含みます。

## 第15条(加盟)

この会は会の目的の達成と道民の医療の・福祉向上のために、財団法人 北海道難病連の疾病部会として加盟し、他の疾病団体と協力して活動します。

この会の目的達成と IBD 患者の医療・福祉向上のために『IBD ネットワーク』に登録(加盟)し平素の情報交換と交流、その他の活動を行います。

(付則)

この会則は平成2年(1990年)4月8日をもって発効します。

この会は必要に応じて地域に支部を置くことができます。支部の会則はこの会則に準じます。

一部改訂:1992年4月2日

1997年4月13日

1999年4月11日

2008年4月12日

2010年4月17日

2011年4月17日

2012年4月15日

2013年4月14日